

「第3期日田市地域福祉計画」（案）について（概要）

1. 目的・理由

(1)計画策定の趣旨

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として市町村が策定する計画です。

現在の「第2期日田市地域福祉計画」の計画期間は、令和元年度までとなっており、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、「地域のつながり」の希薄化など、地域社会を取り巻く社会状況の変化とともに、ひきこもりに関する問題などの新たな課題に対応しながら、本市の地域福祉をより効果的に推進するため、「第3期日田市地域福祉計画」を策定します。

(2)計画の位置付け

日田市総合計画を最上位計画としながら、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画であり、関連する市の福祉部門の各種計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定する計画です。

第2期日田市地域福祉計画で進められた基本方針を踏まえ、現在の施策の継続、発展を促進するとともに、新たな課題に対応し、地域共生社会の実現に向けた取組の方針を定めます。

2. 内容

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

第2節 計画の背景

第3節 計画の位置付け

第4節 計画期間

第5節 計画の策定体制

第2章 日田市を取り巻く状況と取組

第1節 統計データ

第2節 アンケート調査結果

第3節 第2期計画の取組と課題

第3章 計画の基本方針

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第3節 施策の体系

第4章 施策の展開

第1節 地域のつながりづくり

第2節 支えあう地域づくり

第3節 身近な相談体制づくり

第4節 暮らしを支える環境づくり

第5節 SDGsとの関係

資料

用語解説

日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

第3期日田市地域福祉計画策定委員会名簿

第3期日田市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果

3. 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年